

青森県報

第三千八百八十一号

平成二十二年
一月四日
(月曜日)

目次

規則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) ……一

告示

宅地建物取引業者の免許の取消し……………(建築住宅課) ……二

公告

肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……三
都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……三

規則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八号様式その四を次のように改める。

その4 (還付金がある場合及び取消しの場合の自動車税)

(表)

減額通知(賦課取消)書兼過誤納金還付(充当)通知書

様

先に賦課した自動車税を次のとおり減額(賦課取消)します。
あなたも納めた自動車税は、多く納まっていますから次のとおり還付(充当)します。
還付金は、右の支払通知書によって指定金融機関から受け取ってください。

年 月 日

東青地域県民局長 [印]

・裏面をよくお読みください。

自動車登録番号	年度	自動車税	減額	理由	千	円
先に賦課した税額	減額(取消)する税額	差引減額後の税額	減額	理由	千	円
還付する金額 (A) - (B) + (C)						
還付する金額の内訳						
通算的に納めた額	本税	延滞金	計 (A)	納付年月日		
充当した額	年度区分	税目	徴収番号	本税	延滞金	
充当適状日	率		日数	加算金額	充当額	差引加算金額(C)
	通付(充当)額	年	%			
	通付(充当)額	加算金				
	備考					

15.3cm

10.2cm

(兼)

この減額について不服がある場合には、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができません。

この減額の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の青森県県税条例施行規則第八号様式のその四の規定により調製した減額通知(賦課取消)書(兼過誤納金還付(充当)通知書)の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

告 示

青森県告示第一号

平成二十一年十一月十三日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十二年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社弘都不動産
 - 二 代表者の氏名 樋口 陽規
 - 三 主たる事務所の所在地 弘前市大字土手町三一
 - 四 免許証番号 青森県知事(一〇)第一三〇五号
- (教 示) この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

幹線街路	3・3・1	大町木崎野線	三沢市大町二丁目	三沢市大字三沢字中平	中央町一丁目、堀口一丁目	約4,630m	地表式	4車線	22m	J R東北本線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 10箇所	
	3・6・4	大町岡三沢線	三沢市大町二丁目	三沢市岡三沢一丁目	中央町二丁目	約1,630m	地表式	2車線	10.5m	幹線街路と平面交差 4箇所	
	3・5・2	中央町猫又線	三沢市中央町三丁目	三沢市大字三沢字猫又	花園町三丁目	約760m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 1箇所	
	3・5・3	三沢春日台線	三沢市大字犬落瀨字古間木	三沢市春日台一丁目	春日台二丁目	約380m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・5・7	栄町線	三沢市大町三丁目	三沢市東町三丁目	松園町一丁目	約1,585m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 4箇所	
3・6・1	古間木三本木線	三沢市大字犬落瀨字古間木	三沢市大字犬落瀨字古間木	三沢市大字犬落瀨字古間木	約600m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差 3箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用を助成し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所
青森県国土整備部都市計画課
- 2 閲覧期間
平成二十二年一月五日から同月十八日まで
- 3 閲覧時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------